

その他の施策への反映事例

1 下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書について（通達）

2002年2月、愛知県半田市において下水道管きょ内を清掃中の作業員5名が、硫化水素が原因と考えられる中毒事故で死亡した。国土交通省は即日、現地に調査団を派遣するとともに、検討委員会を設置し、その結果を取りまとめ、同年5月に「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書について」を、都道府県と政令市に通知し、事故の再発防止を促した。国総研は、現地調査を行うとともに、検討委員会のメンバーとして、事故の原因究明や再発防止策について、国総研のこれまでの研究成果をもとに技術的見解を提案し、このことが、中間報告書の骨子として活用された。

担当 下水道研究部下水道研究室長 森田 弘昭

2 人工海浜の安全確保のために留意すべき技術的事項の作成

陥没による事故の発生を背景に、人工海浜の海浜部における一般利用者に対する安全性を確保するため、関係する海岸保全施設の設計・施工および管理において必要な技術上の事項を定めた「人工海浜の安全確保のために留意すべき技術的事項」を河川局・港湾局・国総研・独法港空研にて作成した。これに沿って、平成14年度海岸事業費等をもって整備しようとする人工海浜ならびに巡視点検等により陥没等が確認された人工海浜について、安全確保の対処方針が策定された。

担当 河川研究部海岸研究室長 鳥居 謙一

3 自然共生型海岸づくりの進め方の策定

海岸法の目的である防護、環境および利用の調和を踏まえた、生物の生息・生育環境に配慮した海岸保全のあり方について、国土交通省河川局海岸室は有識者からなる「自然共生型海岸づくり研究会」を設置して検討し、その成果を「自然共生型海岸づくりの進め方」として2002年度末にとりまとめる予定である。国総研海岸研究室は研究会に参画し、海浜植生等に関する海岸研究室の研究成果が反映された。

担当 河川研究部海岸研究室主任研究官 加藤 史訓

4 台形CSGダム初の適用

台形CSGダムは、ダム建設の合理化、環境の保全を目的とした新形式のダムであり、その設計手法や材料特性などについて、これまでダム研究室において研究を進めてきたものである。2002年6月、沖縄総合事務局所管ダムが、国総研における技術検討を経て、河川管理施設等構造令第73条第4号の規定（大臣特認制度）により台形CSGダム第1号として承認された。今後、国総研と建設事務所が一体となり、台形CSGダム建設に向けた詳細検討に取り組んでいく予定である。

担当 河川研究部ダム研究室長 川崎 秀明

5 バリアフリー対応歩道照明の必要照度の設定

2000年11月15日に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称「交通バリアフリー法」）に関連し、国土交通省道路局においては、実際にバリアフリー区間を整備するための参考資料として「道路の移動円滑化整備ガイドライン」を発刊した。バリアフリー区間では夜間の環境整備も重要な事業であることから、これらの区間に適用する歩道照明の必要照度について国総研において実験検討を行った結果、適正な照度が明らかになり同ガイドラインに反映された。

担当 道路研究部道路空間高度化研究室主任研究官 安藤 和彦

6 住宅品質確保促進法に基づく技術基準の改正（既存住宅の性能表示制度創設）

国土交通省は、2002年8月、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく日本住宅性能表示基準、評価方法基準などの改正を行い、既存住宅に係る住宅性能表示制度の創設を行った。この技術基準の改正のための本省における検討作業には、国総研建築研究部及び住宅研究部が積極的に技術的支援を行った。特に、本制度の中核をなす「現況検査による劣化・不具合状況の評価」については、国総研が住宅局より立案検討の依頼を受け作成した「既存住宅劣化・不具合状況評価基準等技術検討報告書」が技術基準の基礎として活用された。

担当 建築研究部基準認証システム研究室長 五條 渉

7 建築基準法に基づく技術基準の制定・改正

国土交通省は、丸太組構造の技術基準改正（2002年5月）、コンクリート充填鋼管造の技術基準創設（同5月）、膜構造の技術基準創設（同7月）をはじめとして、建築基準法に基づく技術基準の制定及び改正を継続的に行っており、それらには、建築基準性能規定検討委員会における検討などを通じて、国総研建築研究部における研究成果が反映されている。2003年1月には、新たに本省・国総研が共同で運営する「建築住宅性能基準検討委員会」が設置され、技術基準原案の検討を国総研が実施する体制が確立されている（P.97参照）。

担当 建築研究部基準認証システム研究室長 五條 渉

8 小規模雑居ビル火災に対応した建築基準法施行令の改正

2001年9月1日に新宿歌舞伎町で発生した小規模雑居ビル火災では44名の犠牲者をもたらした。各行政機関の設置した検討委員会には国総研から委員が参加し、問題点の整理や具体的な対策の検討が行われた。また、国総研では実大規模の階段室を用いた実験を行い、火災の拡大性状や煙の流動性状に関する基礎的な知見を得た。火災が発生した建築物は法令に違反し直通階段が1つしかなく、その階段部分から出火して被害を大きくしたことから、2002年12月に建築基準法施行令の改正が行われ、2以上の直通階段の設置対象が拡大された。

担当 建築研究部防火基準研究室長 萩原 一郎

9 スケルトン・インフィル住宅（S I住宅）に係る登記上の取扱いを明確化

一棟の中にスケルトン状態の住戸を含む共同住宅については、一棟全体の表示登記が行えないこととなっていた。今回、総合技術開発プロジェクトの研究の成果を踏まえ、「スケルトン状態の住戸を含む共同住宅の一棟の建物について表示登記の申請ができることとする。その場合、インフィルが未完成の住戸については、添付書類等により、スケルトン状態の住戸であることが認定できれば、「居宅（未内装）」として表示登記できることとする。」という取扱いが措置され、スケルトン・インフィル住宅（S I住宅）の普及促進に向けた環境が整備された。

担当 住宅研究部住宅計画研究室長 亀村 幸泰

10 スケルトン・インフィル住宅（S I住宅）指針（案）の作成

総合技術開発プロジェクトの研究の成果を踏まえてとりまとめたスケルトン・インフィル住宅（S I住宅）指針（案）が国土交通省住宅局より公表される予定である。本指針は、設計者や事業者等がS I住宅を設計、計画するにあたり参考とできるよう、スケルトン・インフィル分離の考え方や長期耐用のためのスケルトン計画の考え方を中心に、主として新築の段階でS I住宅として配慮すべき事項をとりまとめたものである。

担当 住宅研究部住宅計画研究室長 亀村 幸泰

11 マンション建替えの合意形成の円滑化に向けたマニュアルの作成

マンションの建替えの円滑化等に関する法律第4条第1項の規定に基づき国土交通大臣が定めた「マンションの建替えの円滑化等に関する基本方針」において、「国は、区分所有者等の合意形成の進め方に関する指針及び管理組合等が建替えと修繕その他の対応との比較検討を行うための技術的指針を作成する。」旨が規定された。研究成果を基に、「マンションの建替えに向けた合意形成に関するマニュアル」及び「マンションの建替えか修繕かを判断するためのマニュアル」を国総研が作成し、この二つのマニュアルが基本方針という指針に該当するものとして、国土交通省住宅局及び国総研から共同で公表（平成15年1月27日記者発表）した。

担当 住宅研究部住宅計画研究室主任研究官 長谷川 洋

12 港湾工事工種体系による港湾請負工事積算基準の改編

港湾工事の積算は、港湾請負工事積算基準に基づいて行われているが、「積算ツリー」と呼ばれる樹形状の図で表示され、分かりやすく、簡潔に積算できることが特長である。諸般の情勢の変化により、港湾局・国総研では積算基準、共通仕様書等に使われる工事工種の階層定義の明確化や用語の統一、標準化等を図り、港湾工事工種体系を整備し、この体系を基に、積算基準を改編した。これにより、契約書類、共通仕様書に使われる工事工種を統一することで発注者と受注者が共通認識を持ち、より円滑な公共工事の執行が可能となることが期待される。

担当 港湾研究部港湾施工システム課長 黒澤 忠男

13 空港土木施設管理規程の策定

空港利用者の満足度の向上を図るため、空港土木施設の安全性・信頼性・効率性などを一段と高めることが求められている。このため、維持管理業務の高質化への取り組みの一環として、維持管理を従来の「事後的な保全」から「予防的な保全」へ移行することなどを目指し、国総研が主体となり「空港土木施設管理規程」の策定を進めている。2002年度は空港管理者と共同して同規程の試行版の評価を実施中であり、2003年度からの適用を予定している。

担当 空港研究部空港施工システム室長 北村 広治